

『槐記』 山科道安自筆本焼失次第

一、山科道安自筆本の焼失

近衛家熙の言行録『槐記』に纏わる最大の問題は、筆記者山科道安自筆の原本、乃至はそれを忠実に復元し得るような一本が定められない点である。これまでもおもな『槐記』の研究成果には、明治三三年五月に山田聖華房より出版された和装八冊の東坊城家刊本（底本は東坊城家蔵本）、同年一〇月に当時の華族蜂須賀家蔵本をもとに近衛公爵家蔵本などを以て対校した史料大観本（哲学書院、和装三冊と洋装一冊の二種類がある）と相次いで刊行された活字本と、主として史料大観本に基づいた佐伯太氏校訂注釈『槐記注釈』（立命館出版部 一九三七年五月）、柴田実氏が東坊城家本を抄録校訂注釈した茶道古典全集第五卷『槐記』（淡交社 一九五八年九月）、前篇を麻生磯次氏蔵今大路旧蔵本、後篇を内閣文庫蔵本に拠つた野村貴次氏校注『槐記（抄）』（古典文学大系96『近世随想集』所収、岩波書店 一九六五年）などの注釈書がある。そのいずれにも、『槐記』の定本に関するは、つぎとほほ同様な説明が付されている。

『槐記』の原本は先にも記した如く現在見当たらない。而も本書の性格上近世に於いては板刊されず、諸家に於いて書写・転写され今日に至っており、本文にかなりの出入りがあつて、容易に系統立てることが困難であり、完全な定本を設定し得ない。

（野村貴次氏『槐記（抄）』解題）

『槐記』 山科道安自筆本焼失次第

この状況はいささか奇異に映る。『槐記』は、享保九年（一七二四）正月より同二〇年正月までの記録である。いうまでもなく、近衛家の書物は、現在、京都宇多野の陽明文庫で管理されている。その陽明文庫においてすら、善本が見いだせないのだという。近世中期の近衛家周辺で作成された比較的新しい書物であるにもかかわらず、である。

これにはある特殊な事情が絡んでいた。東坊城家刊本の跋文に、つぎのようにある。

槐記八卷。余家蔵之已久。余常愛読之。而苦其写本多訛。於是借覽六角興正寺諸家之蔵。以訂正之。更欲近衛家之蔵。而其書往年貸于松浦氏。罹火災。不得考証。殊為遺憾。余遍檢諸家之書。其卷数篇章。有少異同。蓋因伝写有所省略也。余日夕校訂。始得為一完本。但卷中往々有闕字處。今無由于補此。姑依旧以俟他日善本之出焉。頃日書肆山田聖華房來觀。乞附之活版以公于世。余嘉其意。乃出以与之。若夫斯書之有益于世人。則天下既有公論。不復俟余贅言也。今記其來歴。以附于卷尾。

明治三十三年五月
從四位東坊城徳長

当時の東坊城家刊本底本の所有者で、刊本の校訂者でもあった東坊城徳長氏が、傍線部のごとく、明治三三年五月の時点で、近衛家蔵本は往年に罹災したと記しているのである。

川崎 佐知子

しかも、右の近衛家蔵本は、ほかでもない『槐記』の原本、すなわち山科道安の自筆本と認識されていた。佐伯太氏『槐記注釈』所収の「槐記を註釈するに就て」には、「槐記の原本は陽明の秘庫にあつたが、焼亡現存せぬとのことである」と明記する。また、茶道古典全集『槐記』の柴田実氏解題も、「もと槐下与聞と題された道安自筆の原本は近衛家にあつて焼失した」と記す。

『槐記』の原本たる山科道安自筆本は、火難により永遠に失われてしまった——一九世紀末に起きたこの出来事は、その後の研究の進展にまで影を落とすほどの大きな痛手であった。

二、もうひとつの近衛家本

明治三三年五月の時点で完全に焼失したとされた山科道安自筆本とはべつに、「近衛家本」と呼ばれる零本四冊が陽明文庫に存在した。昭和十四年十二月に東京府美術館において開催された展覧の目録『第一回展覧目録』（財団法人陽明文庫 一九三九年）には、この零本四冊の呼称を「近衛本」とする。同文庫より委嘱され五〇数種の『槐記』写本を調査したという斎藤弘氏は、『槐記』定本資料（其四）（『日本之茶道』201号 一九五一年七月）で、「最も内容の良い写本四種」を掲げ、そのひとつに「近衛本」を紹介している。

この四冊は、不備でありながらも家名を戴く本である。一方、焼失した山科道安自筆本もまた、かつて近衛家を代表する最も知られた本として同様に呼ばれた。この名称の一致はたんなる偶然にすぎないのだろうか。

否そうではなく、後年、この零本四冊が山科道安自筆本と同一物であることが再認識された。名和修先生「近衛予楽院の茶湯」（『淡交』No.479第

四〇巻増刊号 一九八六年五月）は、陽明文庫に蔵される山科道安自筆であることが確実な『生色鈔略』^①（近・セ・14）六冊や詩稿などとの比較から、零本四冊の筆跡が山科道安自筆であることを裏付けた。さらに、『角川茶道大事典普及版』（角川書店 二〇〇二年）の名和修先生執筆「槐記」項に、焼失した山科道安自筆本の一部とまで書かれている。

たしかに、陽明文庫蔵『槐記』零本四冊（資料番号ナシ）の第一冊を見ると、巻頭遊紙の表側に、一葉の切継紙（寸法縦一六・二糎、横一九・七糎）が貼り付けられている。そこには、本文とは異なる後世の筆で、つぎのように墨書されている。

槐記焼残り候品

享保十一丙午

享保十二丁未

享保十四己酉

享保十八

共四冊

冊数の一致に加え、右に書き上げられた四冊の構成は、つぎの零本四冊のそれとほぼ重なる。

一冊目 享保一一年正月一日条より同年十二月三十日条まで（簡条番号百卅七より二百七十五まで）。

二冊目 享保一二年正月一日条より同年十二月二十九日条まで（簡条番号二百七十六より四百六十五まで）。

三冊目 享保一三年正月一日条より同一四年正月二十四日条まで（簡条番号四百六十五より六百六十まで）。

四冊目 享保一八年正月一日条より同年十一月二十五日条まで（簡条番号千卅一より千百卅七）。

さきの切継紙の記述は、零本四冊の各冊の情報とみて間違いはないだろう。

完全に焼失したとされていた山科道安自筆本は、四冊のみが焼け残り、現在に伝わるものが確認できたのである。

三、明治二六年の松浦邸火災

明治三三年五月付けの東坊城家刊本跋文には、山科道安自筆本は火災を被ったとされていた。いまなお研究に支障をきたすほどの損失だけに、いつ、いかなる事情であつたかを正確に把握しておく必要があるように思う。

火事は松浦氏で起こつたという。松浦氏とは、旧肥前国平戸藩（六万七七百石）藩主の家柄である。第三七代当主松浦詮（一八四〇—一九〇八）は、第二二代藩主として幕末を迎え、明治二年四月、版籍奉還で藩知事に就任したのち、同四年七月廢藩置県で解任され、同九月東京へ移住。浅草鳥越邸を本邸と定めた。同一七年七月伯爵、同二三年七月貴族議員となり、のちに正二位勲二等に叙せられた大名華族である。

松浦詮の浅草本邸が火事に見舞われたのは、明治二六年一月三〇日のことであつた。『松浦詮伯伝』（松浦伯爵家編集所 一九三〇年）の同日条にその模様が記録されている。

午後十一時四十五分内庫前長局より火を失し、奥書院、茶室、台所等尽く焼失す。火は更に内庫に移り、衣服、器具等皆烏有に帰し、午前一時に至り、漸く鎮火す。伯は眉を焼き、齒を折り、益子の君は面部に少しの火傷を受く。

本邸は全焼し、内庫にも火は及んだ。松浦詮は負傷し、嫡男厚の室益子の君も顔面に火傷を負うなど、まことに痛々しい。

同書には、つづけて、「火災にて焼失せし重器」と題して、「三藐院殿書池の歌金屏風一双」などの約三〇点が列挙されている。ここからも、

並々ならぬ被害であつたことがうかがわれる。おそらく、このとき、山科道安自筆本も罹災したのであろう。ただし、すでに公表されている資料にはつきりとした記述は見当たらず、憶測の域を出ない。また、なぜ、当時、松浦家に存したのかも明らかではない。さらには、四冊のみが今に残る事情も判然としない。

四、松浦詮書状の紹介

陽明文庫に、『松浦詮書状』（三七八一七）一通が蔵される。白色洋封筒（寸法縦二・三糎、横八・〇糎）に、本紙一枚が封入されている。封筒に表書・裏書はない。本紙の寸法は縦二七・五糎、横三九・五糎。朱色の双郭（縦二・〇糎、横一四・七糎）に、縦筋の罫を引く紙で、片面は一二行である。版心下に「蓬萊園」の朱色印字がある。文字は、一行につき二行の罫線にわたつて書かれている。計一三行の墨書である。以下に、その文面を、適宜読点を補つて記す。

槐下与聞

右全部八冊之処、御恩借中、
本年一月卅日不意火災之為、四
冊焼失仕候、格別御由緒之御書
籍之義、何共恐縮陳謝之言モ無
御座奉存候、四冊ハ御原書幸校合中
災ヲ免、二冊ハ藤波子爵前年拜写之
本ヲ以相補、六冊^キ返呈仕候、続篇
二冊ハ精々搜索之上写取可差上心得
御坐候、呉々御秘書焼失之段多罪々々、
伏而御許容奉希候也、

明治廿六年五月

松浦詮^{九拜}（円形単核朱印「詮」）桜木老明台^下

（陽明文庫蔵『松浦詮書状』〈三七八一七〉）

明治二六年五月付けの松浦詮自筆書状である。宛て所の「桜木老明台」は、近衛家第二六代の忠熙（一八〇八—一八九八）を指す。文頭の「槐下与聞」は『槐記』の原題である。明治二六年一月三〇日に火事に遭遇し、借りていた『槐記』全八冊のうち四冊を失ってしまった失態を詫びている。『松浦詮伯伝』に記載の火災の日付とも合致する内容である。この書状により、曖昧だった山科道安自筆本焼失の過程を確定することができ

る。文中の「格別御由緒之御書籍」「御秘書」に些かの誇張は混じるにせよ、藤波言忠^③（一八五三—一九二六）も借り受けるほど、近衛家所蔵の『槐記』は相当知られていたと窺い知れる。四冊が校合中で焼失を免れたというあたりは、鎮信流家元の手ずから書写する熱の入れようが幸いしたわけである。

松浦詮と近衛忠熙がどの程度親しかったのかはわからないが、ひとりおりの交流は認められる。明治一二年四月八日に、松浦詮が三条実美と岩倉具視を自邸に招いた際の陪賓の一人が近衛忠熙である^⑤。また、明治一二年三月一八日より一〇年に及ぶ月次歌会から千首を撰んだ明治二三年一〇月二八日刊行の『蓬園月次歌集』には、近衛忠熙の五六首が収められている^⑥。歌会の場合は平戸藩第三代藩主松浦隆信（一五九一—一六三七）以来の松浦家庭園「蓬萊園」で、その名は右の『松浦詮書状』の料紙に印字されている。

五、山科道安自筆本復元の可能性

前掲の『松浦詮書状』からは、本来の山科道安自筆本の状態をいくらか読み取れた。同本は全八冊であり、「槐下与聞」と題されていた^⑦。全八冊のうち四冊が焼け残ったのは、山科道安自筆本の現状と符合する。とりわけ完全に失われてしまった四冊の弁償を約束している点に注意される。前年藤波子爵が写したという二冊はすでに確保されていたとみえ、焼け残った四冊に添えて六冊で返上すると約束している。残る二冊については、まだ目処が立っていないかつたらしく、探索続行の意向を伝えるばかりである。

さきにも触れたように、『槐記』は享保九年正月から同二〇年正月までの記録である。零本四冊の構成は、一冊目は享保一一年、二冊目は同二一年、三冊目は同二三年と同一四年正月、四冊目は同二八年であった。野村貴次氏『槐記（抄）』の解説で、零本四冊とともに比較的古い形態であるとされた麻生磯次氏蔵今大路旧蔵本（現蔵不明のため、野村氏の解説を参照）の構成も鑑みて、山科道安自筆本全八冊の構成を推察するならば、つぎのようになるだろう。

（第一冊）享保九年・同一〇年

（第二冊）享保一一年

（第三冊）享保一二年

（第四冊）享保一三年・同一四年正月

（第五冊）享保一四年二月以降・同一五年八月まで

（第六冊）享保一六年・同一七年

（第七冊）享保一八年

（第八冊）享保一九年・同二〇年正月

囲みをしたのが、現存する四冊である。山科道安は享保一五年八月五日

に近衛家侍医を辞退すると同時に、『槐記』の筆を擱いている。破線より右の第一冊より第四冊までがそれで、これに対して、破線より左の第五冊から第八冊までは、享保一六年以降にあらたに書き起こされた続篇にあたる。『松浦詮書状』には、「続篇二冊」がまだ調達できていないと述べている。ならば、藤波子爵による写本二冊うちの一冊は続篇であったということだろうか。

『松浦詮書状』の文面をそのまま受け止めれば、藤波子爵の写本によって、失われた四冊の半分が補えるはずである。あるいは、残る二冊に關しても、同様に期待してよいかもしれない。これらの行方が注目される。

一〇月三日が正忌の近衛家第二一代予楽院家熙（一六六七—一七三六）の二〇〇年忌に合わせた展覧会が、昭和一〇年に恩賜京都博物館（現在の京都国立博物館）で開催された。当時の目録である『近衛家熙公遺墨展覧会目録』（恩賜京都博物館 一九三五年自九月廿四日至十月四日）に、近衛家に蔵される「松浦家本」と「松浦家写本」の二種を確認できる。

一〇〇 槐記 六冊 東京市公爵近衛文麿氏蔵

異本残欠四冊 松浦家本二冊

一〇一 槐記 十三冊 東京市公爵近衛文麿氏蔵

残欠及松浦家写本共 跋文「嘉永二年己酉十月廿六日 醒癡

道人赤堀熙録於桂影書窓」

「松浦家本」は二冊で、「異本残欠四冊」すなわち道安自筆本と合わせられてゐる。「松浦家写本」は「残欠」と共に一三冊とある。陽明文庫には、嘉永二年一〇月二六日の赤堀熙による跋文を有する『槐記後集』四冊（資料番号ナシ、後篇のみの零本）がある。同本との合冊と考えるならば、「松浦家写本」は九冊であったと推定できる。

陽明文庫には明治期の新写本も数点現存する。ただし、残念ながら、昭和一〇年当時の「松浦家本」「松浦家写本」という名称のままに伝わる

本が見当たらない。また、冊数からの特定も未だできていない。今後調査を継続し、後日あらためて報告する。

六、『槐記』研究の意義

山科道安自筆本は焼失したとされてきた。その一方で、奇跡的に難を免れた零本四冊は、「近衛家本」と呼び慣わされていた。じつは、はやくから真相は知られていたに違いない。小稿では、陽明文庫蔵『松浦詮書状』の紹介により、長らく併存した事柄の関連性を再認定したにすぎない。

山科道安自筆本の焼失が明治二六年一月三〇日と判明した結果、あらたに検討を要する事項も出てくる。たとえば、史料大観本が校合に用いた近衛公爵家本である。各巻末に、校合が実施されたのは明治三三年五月・六月・七月とある。あきらかに焼失後であるだけに、史料大観本の解題に「最も完璧たり」と書かれた近衛公爵家本が何に基づくのが瞭然としない。

今さら蒸し返す必要もないのかもしれない。しかしながら、依然として、『槐記』原本は、零本四冊以外の四冊が失われたままである。原本復元の手がかりは、正攻法で、原本作成時にできるだけ近い時期に転写された本を探求すると同時に、たとえ新写本であっても、焼失以前の原本を引き写した本を詮索することに見いだせよう。

『槐記』が著された時代は江戸中期にあたり、茶道・立花・香道など芸道的な内容に偏っているように考えられがちである。たしかにそうではあるのだが、ここで、昭和一三年一月の財団法人陽明文庫設立にも少なからず関与した新村出氏の示唆を思い起こしたい。同氏は、昭和一四年五月八日開催の京都美術倶楽部創立三〇周年記念講演録の追記に「槐

記中には陽明文庫中の典籍に関係すべき部分があちこちに散見することは、今さら申し加へるまでもない。〔《会誌》第一七号 一九三九年六月〕と、『槐記』の資料的意義を断言している。実際、『御堂関白記』などをはじめとする近衛家伝世の原典資料を保管し守り抜く営為が、『槐記』には生々しく描かれている。その研究は、あらゆる日本古典文学研究のめざすべき方向を探る糸口となるだろう。

注

- ① 『槐記』享保九年正月四日条に、家熙の命を受けた山科道安が『生色鈔略』八卷を奉じたことがみえる。陽明文庫蔵本は、袋綴冊子本六冊で、序に「台命將蒐輯此書性質魯鈍而情過人積年四易稿三漸而成遲怠之罪無所贖云 享保六年辛丑十二月朔日 法眼道安謹拜書」とある。
- ② 名和修先生論考では、一例として、山科道安『応 命和真子之韻』〈五八一―一八七〉一通を取り上げ、『槐記』享保一二年二月五日条の「応 命 卒次真山子之韻」と比較している。このほか、陽明文庫には未整理文書中に山科道安自筆の詩稿が数通伝存する。
- ③ 藤波言忠は、広橋胤保次男。藤波教忠養子。明治一七年七月八日に子爵

に叙せられ、明治三二年宮内省主馬頭に任ぜられた。

- ④ 熊倉功夫氏『近代茶道史の研究』（日本放送出版協会 一九八〇年）に、松浦詮は近代数寄者の第一世代に位置づけられている。
- ⑤ 『松浦詮伯伝』一一（松浦伯爵家編修所 一九三〇年）。
- ⑥ 深沢秋男氏「松浦詮編『蓬園月次歌集 完』の紹介―鈴木重嶺所収歌を中心に―」（『芸文稿』第二号 二〇〇九年四月）。
- ⑦ 野村貴次氏『槐記（抄）』の解説によれば、『槐記』の諸本のうち、つぎの四つの特徴を有する本が比較的古い形態である。

- ・ 題に「槐下与聞」とある。
- ・ 全八冊からなる。
- ・ 他本が本文に繰り入れている部分を、頭注の形で記す。
- ・ 朱墨で箇条番号を示す。

〔附記〕

本稿の公表にあたり、公益財団法人陽明文庫より、貴重な資料の調査閲覧と翻刻を特別に許可していただきました。記して感謝申し上げます。

（本学非常勤講師）